

2004年2月26日作成

2004年8月20日修正

* 提出の際には縦書きに変更することを想定し、「上記」と記すべき箇所については「右記」と表記してあります。

東京地方裁判所 御中

損害賠償及び禁煙車両増設請求事件
訴状(案)

原告 住所 (郵便番号 -)東京都足立区
氏名 半澤一宣(はんざわ・かずのり)
被告 本社所在地(郵便番号131 8522)東京都墨田区押上一丁目1番2号
名称 東武鉄道株式会社(代表取締役社長・根津嘉澄)

請求の趣旨

1. 被告は原告に対して、被告が営業する特急列車「りょうもう号」を原告が利用した際に支払った運賃及び特急料金、並びにこれに関連して原告から被告への通信に要した郵便料金の合計として金4,350円と、原告の精神的苦痛に対する慰謝料として金50万円との合計金504,350円に、本状送達の日からこれらの完済にいたるまで年率5パーセントの割合による金利を加算した額を支払え。
 2. 被告は、特急列車「りょうもう号」の5号車を、本件訴訟の判決確定日から3ヶ月以内に禁煙車とせよ。
 3. 本件訴訟にかかわる費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

1. 請求に至る事実経過

原告は、2003年(平成15年)11月14日(金曜日)に、赤城19時02分発浅草ゆき第1842列車(特急「りょうもう42号」)に、館林駅から東武動物公園駅まで乗車した。

特急「りょうもう号」は、全列車6両編成で、1～4号車が禁煙車、5・6号車が喫煙車である。

原告は、館林駅の特急券自動券売機で禁煙席を指定して特急券を購入したところ、4号車5番席の特急券が出てきた。

被告がおもな特急列車停車駅に設置している特急券自動券売機には、利用者が希望する号車や席番を指定できる機能は、付加されていない。

原告が東武動物公園駅で降りようとしたとき、「東武動物公園駅での降り口は、2号車の前寄りと、5号車の後ろ寄りの、2ヶ所です。」という意味の放送があり、また車内にも同様のステッカー掲示があったため、原告は指定された座席から最も近い5号車から降りようとした。

ところが、5号車は喫煙車であり、同駅で降りる十数名の乗客が既に5号車のデッキに

集まっていたことから、客室とデッキを仕切る自動ドアが開きっぱなしとなり、客室内のたばこの煙がデッキに流れ出てきたため、原告はここで受動喫煙を強要され、一時的に呼吸困難になる健康被害を受けた。

原告は、東武動物公園駅で下車したときにホーム上にいた、同駅助役の小川氏に、同駅でのみ「りょうもう号」の乗降口を2号車と5号車の2ヶ所に限定していることによつて、4号車の乗客が乗降する際に受動喫煙を強要される不合理について、苦情を申し出た。しかし小川氏は、「（東武動物公園駅で『りょうもう号』の乗降口を2ヶ所に限定している）理由は分からないが、苦情については上司に報告しておく」と言うだけで、事情説明をしなかった。

そこで原告は、この問題についての説明と再発防止とを求める手紙（証拠文書）を、同駅駅長宛てに差し出した。

ところが、同駅駅長である小林秀夫氏からの返事の手紙（証拠文書）では、今回原告が受けた受動喫煙被害の防止よりも、「りょうもう号」において同駅での乗降口を2号車と5号車の2ヶ所に限定するという特殊な乗降扱いを優先することに、どのような合理性があるのかについてと、今回原告が受けた受動喫煙被害の再発防止策をどうするのかについては、言及されていなかった。

そこで原告は、被告の本社鉄道事業本部営業部CSサービス課長（氏名不詳）宛てに、利用中の公衆衛生上の安全を利用者に保障しない輸送サービス商品は欠陥商品であり、そのような欠陥商品の対価として運賃及び特急料金を徴収するのは不当であるとして、原告が「りょうもう号」乗車のために支払った運賃及び特急料金の払戻し、並びに原告が本件の受動喫煙被害を受けなければ支出しないで済んだ郵便料金の損害賠償とを求める文書（証拠文書及び）を送付した。

しかし被告は、同課名による回答書（証拠文書）において、利用者が受動喫煙被害を受けるのを未然に防止するべき、鉄道という公共施設の運営・管理者としての責任の所在を否定し、右に記した運賃及び特急料金の払戻し並びに郵便料金の損害賠償の支払、及び本件の受動喫煙被害の再発防止とを拒絶することによつて、原告に精神的苦痛という二次被害を強要した。

2. 被告の営業姿勢が不当かつ違法なものであると考える理由

一般に、交通事業者が利用者から徴収する運賃及び料金は、交通事業者が提供（販売）する「輸送サービス」という商品の対価であると位置づけられる。この「輸送サービス」という商品については、利用者が事業者に「輸送サービス」という商品の対価であるところの運賃や特急料金等を支払うことによつて、事業者は利用者をその目的地まで安全に輸送するという運送契約が成立するものと解釈できる。このとき、ここで言う「安全」とは、単に運転上の安全（事故を起こして利用者を死傷させない）だけでなく、公衆衛生上の安全（利用者を利用中に病気に罹らせない）、防災上の安全（利用者を駅構内や列車内での火災等により死傷させない）、治安上の安全（利用者を第三者による暴力行為やテロなどによつて死傷させない）なども含むべきものであることは当然である。なぜなら、もしも「事業者に責めのある、若しくは利用者に責めのない事由を原因として、利用者が途中で病気になったりけがをさせられたりしても、事業者はその利用者が受けた病気やけがなどの被害について、それらを未然に防止できなかったことの原因を負わなくてよい」ということになるのであれば、それは「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」は無効とすることを規定した消費者契約法（平成12年5月12日法律第129号）第8条の一に違反するものであることが明白だからである。

本件の場合、被告は、右に記した「りょうもう号」における東武動物公園駅での特殊な

旅客扱いを行うために、禁煙車である4号車を利用する乗客に対して喫煙車である5号車から乗降するよう誘導する（証拠写真～、後述）ことによって、4号車を利用する乗客が同駅での乗降の際に受動喫煙を強要される状況を生み出しているものである。健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第25条では、「受動喫煙の防止」として、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められている。鉄道の駅構内や列車内がこの条文に言う「多数の者が利用する施設」であって、被告がこの条文に言う「多数の者が利用する施設を管理する者」に該当することは明白である。

被告は、平成15年5月1日から、すべての駅構内の喫煙所及び灰皿を撤去し、完全禁煙とした。被告は、このことを利用者に周知するに当たり、同日から健康増進法が施行されたことと、その第25条で「受動喫煙の防止」が定められていることを、その理由に挙げている。この事実は、被告は、自ら運営する鉄道がこの条文に言う「多数の者が利用する施設」であって、なおかつ自らがこの条文に言う「多数の者が利用する施設を管理する者」に該当する立場にあると認識していることを表している。

被告は、特急料金の払戻し等を求めた原告からの手紙に対する回答書（証拠文書）の中で、「開くドアを半澤様ご指摘のお出口に限定してはおりませんので、運送契約上の義務を怠っていることには当たらないと考えております。」と記している。ここで被告の回答書に言う「半澤様ご指摘のお出口」というのが5号車のそれを意味していることは明白であるが、このような被告の回答は、事実上「5号車から乗降することによって受動喫煙を強要されるのが嫌ならば、2号車から乗降すればよいのであって、原告が勝手に5号車から乗降したのであるから、当方に瑕疵は存在しない」と主張しているのと同じである。

しかし、被告がそのように主張したいのであれば、被告は東武動物公園駅で乗降する「りょうもう号」4号車の利用者すべてに対して、5号車が喫煙車であってここから乗降するときに受動喫煙を強要される可能性があることについて、列車内及び東武動物公園駅でそのように周知する義務があるはずである。しかし実際には、被告は、「りょうもう号」車内及び東武動物公園駅のいずれにおいても、そのような掲示や放送による案内を実施していない。

すなわち、被告は、東武動物公園駅において「りょうもう号」の5号車の乗車口が停まる付近の案内掲示に「4～6号車乗車口」と表示する（証拠写真）ことによって、4号車の乗客に対して5号車から乗車するよう、事実上誘導している。また、「りょうもう号」の4号車車内においては、東武動物公園駅で降りる乗客を5号車に誘導する案内掲示をしている（証拠写真）。しかし被告は、これらの掲示物すべてにおいて、5号車から乗り降りすると本件原告のように受動喫煙を強要される可能性がある危険については、一切触れていない。これは明らかに、消費者にとって不利益な事実が存在する事実について、事業者が消費者に対して告知するべき義務を怠った、「不利益事実の不告知」に該当するものである。

同時に、被告が右記2のように「5号車から乗降することによって受動喫煙を強要されるのが嫌ならば、2号車から乗降すればよいのであって、原告が勝手に5号車から乗降したのであるから、当方に瑕疵は存在しない」と主張するのであれば、被告は、本件の原告のような形で受動喫煙被害を受けてしまうのを避けたい利用者が、乗降の際に指定された座席から遠いほうの乗降口を利用しなければならない不便を強要されること

について、どのような合理的正当性が存在するのかを、同駅で乗降する4号車の乗客すべてに説明する義務があるはずである。しかし被告は、原告への回答書（証拠文書及び）において、この疑問に対する説明を怠っている。

被告は、原告への回答書で、「りょうもう号」において東武動物公園駅で右に記した特殊な旅客扱いを実施していることについて、同駅から乗車する利用者に対して乗車口で特急券所持のチェックを行うことを、その理由に挙げている（証拠文書）。特急料金を払わないで利用する不正乗車を防止することそれ自体は、特急料金を払って乗車している利用者との不公平を防止するために当然であるとしても、そのために利用者の公衆衛生上の安全確保が犠牲になってもやむを得ないとする合理的正当性が存在し得ないのは明白である。

これらの被告の不作为は、被告が、「りょうもう号」において東武動物公園駅で喫煙車である5号車から乗降すると受動喫煙を強要される危険が存在するという事実を知りつつ、4号車の利用者に対してその告知を怠る、すなわち利用者に公衆衛生上の危害が発生し得る事実を隠ぺいしたまま、5号車から乗降するよう誘導しているものである。これらのことから、本件原告の受動喫煙被害は、健康増進法第25条に言う、公共施設の利用者が受動喫煙被害を受けるのを防止するべき施設管理者としての努力義務を被告が怠っている結果、生じたものと言うべきである。

原告は、特急券のチェックと本件の受動喫煙被害の再発防止との両立が可能な解決策として、「りょうもう号」の5号車を禁煙車に変更する案を、被告に提示した（証拠文書）。しかし被告は、「お客様の動向等を勘案のうえ、検討すべき課題と認識しておりますが、実施時期等詳細については現段階では未定でございます。」（証拠文書）と、本件で原告が受けた受動喫煙被害の再発防止を先送りする、すなわち今後も再発防止を怠り続けようとする自らの不作为を正当化しようとしている。このことは、被告が、本件で原告が受けたのと同じ受動喫煙被害が今後も再発し続けるであろうことを予見しているにもかかわらず、再発しても構わない、又は再発してもしかたがないという、いわゆる未必の故意によって、利用者に対する受動喫煙被害の再発防止の不履行、すなわち公衆衛生上の安全の保障という運送契約上の債務の不履行をも、正当化しようとしていることを意味している。

「りょうもう号」の4号車は禁煙車であるから、原告のように、受動喫煙によって自らの意思に反する形で強制的に健康を損なわされるのを嫌う利用者が、少なからず乗車する車両である。被告が、そのような利用者に対して、右に記したように、乗降の際に喫煙車である5号車のデッキを通り抜けるよう誘導しておきながら、その一方で「勝手に5号車から降り降したのであるから、それによって受動喫煙による健康被害を受けたとしても、当方に瑕疵は存在しない」と主張するのは、明らかに論理に矛盾があり、なおかつ健康増進法第25条に定める、利用者の受動喫煙の防止にかかわる公共施設管理者としての努力義務に違反するものである。したがって、被告が、回答書（証拠文書5）において「開くドアを半澤様ご指摘のお出口に限定してはおりませんので、運送契約上の義務を怠っていることには当たらないと考えております。」と主張しているのが不当なものであることは明白である。

このように、「輸送サービス」にかかわる運送契約について、「輸送サービス」という商品の対価としての運賃及び特急料金の徴収、すなわち債権のみを正当なものと主張する一方で、利用者に対する公衆衛生上の安全の保障という債務にかかわる責任を否定するという被告の営業姿勢は、（公衆衛生上の安全という）品質に欠陥のある粗悪商品を販売しておきながら、商品の品質上の欠陥を理由とした消費者からの返金請求に応じない悪徳業者のそれと、本質的に何ら変わりはない。すなわち、被告の営業姿勢が、消費者契

約法第8条 に抵触する、公共の利益を著しく阻害する違法行為であることは、明白である。

請求の趣旨 に掲げた、慰謝料以外の請求額の算出根拠(内訳明細)
証拠文書 のとおり

請求の趣旨 に掲げた実行期限を判決確定日から3ヶ月以内と定めた理由

「りょうもう号」の特急券は乗車日の1ヶ月前(前月の同日)に発売開始となることから、座席予約装置(コンピューター)のプログラムの変更を実施日の1ヶ月前までに完了させておく必要があるが、この1ヶ月に各種の準備(座席予約装置のプログラムの変更や、関連する掲示物の制作など)に必要な期間を加算しても、3ヶ月以上を要するとは考え難いため。

証拠明細

1. 被告の商業登記簿謄本

2. 原告が被告に郵送した、又は被告が原告に郵送した文書の写し

証拠文書 2003年11月15日付け 東武動物公園駅長あて抗議・質問状
(3枚組)

証拠文書 第127-31-94961-3号書留配達証明郵便にて送付
平成15年12月2日付け 東武動物公園駅長からの回答書
普通郵便にて到着

証拠文書 2003年12月8日付け 東武鉄道株式会社鉄道事業本部営業部CSサービス課長あて請求書(3枚組)

証拠文書 第120-58-72791-4号書留内容証明郵便にて送付

証拠文書 2003年12月8日付け 東武鉄道株式会社鉄道事業本部営業部CSサービス課長あて証拠資料の送り状(全1枚)

証拠文書 第120-58-72792-5号書留内容証明郵便にて送付

証拠文書 平成15年12月19日付け 東武鉄道株式会社鉄道事業本部営業部CSサービス課からの回答書(全1枚、無署名・無捺印)

証拠文書 第120-58-73122-6号書留配達証明郵便にて送付

3. 乗車券類の写し

証拠資料 11月14日 「りょうもう42号」特急券
館林～東武動物公園間 4号車5番席
券番号205911 館林駅11発行

証拠資料 11月14日 館林から190円区間(羽生まで)乗車券
券番号5891 館林駅61A発行

証拠資料 11月14日 埼玉県民の日フリー乗車券
券番号0657 竹ノ塚駅01発行

4. 書留郵便物受領証(差出人控)及び郵便物配達証明書等の写し

証拠資料 証拠文書 に係る書留郵便物受領証(差出人控)

証拠資料 証拠文書 に係る郵便物配達証明書

証拠資料 証拠文書 に係る書留郵便物受領証(差出人控)

証拠資料 証拠文書 に係る郵便物配達証明書

証拠資料 証拠文書 に係る書留郵便物受領証(差出人控)

証拠資料 証拠文書 に係る郵便物配達証明書

訴状（案）

証拠資料 証拠文書 に係る送達封筒（証拠文書 が原告による偽造文書でないことの証明のため）

証拠資料 証拠文書 に係る送達封筒（証拠文書 が原告による偽造文書でないことの証明のため）

証拠資料 東武動物公園駅特急りょうもう号乗降口のご案内（東武鉄道株式会社鉄道事業本部営業部旅客サービス課（当時）発行『東武線時刻表2003年版』10ページの写し）

5．東武動物公園駅及び「りょうもう号」車内における、東武動物公園駅での「りょうもう号」乗降口についての案内掲示の写真（全4枚）

6．右記以外にも、必要に応じて、書面又は口頭等により、追加提出する場合はあるものとする。

以上